

# (仮称) 善通寺市立こども園新築工事基本・実施設計業務委託

## プロポーザル実施要領

この実施要領は、(仮称) 善通寺市立こども園の園舎、園庭等の設計業務等を委託する候補者を選考するために必要な事項を定めたものです。

### 目次

1 業務の概要	1
2 選定概要	3
3 質問の受付・回答の公表	5
4 第1次審査	6
5 第2次審査「プレゼンテーション」(非公開)	8
6 契約の締結	10
7 プロポーザル参加に際しての留意事項	10

令和7年12月23日

善通寺市

教育委員会 学校再編対策課

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

(仮称) 善通寺市立こども園新築工事基本・実施設計業務委託

### (2) 業務内容

業務内容は、次に掲げるものとし、詳細は仕様書を参照してください。

ア (仮称) 善通寺市立こども園整備基本計画策定支援業務

こども園の計画敷地における建築計画の基本的な方向性を検討し、最適な配置計画及び計画建物のあり方を整理することを目的とし、基本計画の策定支援を行うこととします。

イ (仮称) 善通寺市立こども園新築工事基本設計業務

こども園の施設規模、所要室の構成、必要な設備や機能、構造について検討し、こども園全体のレイアウト図を作成することとします。また、概略工事工程表を作成しスケジュールを明確化すること、概算工事費の積算、ランニングコストの比較・検討を行うこととします。

なお、基本設計案を検討するため、幼稚園職員、保育所職員及び保護者等を対象としたワークショップ等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成をすることを含みます。

ウ (仮称) 善通寺市立こども園新築工事実施設計業務

基本設計をもとに詳細な図面を作成することとします。また、関係法令に基づき、開発許可申請図書及び建築確認申請図書を作成し、行政機関への申請手続きをすることとします。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年12月15日まで

(令和8年度～令和9年度継続事業)

各業務の履行期間については次の事業スケジュール（予定）によります。

### (4) 事業スケジュール（予定）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本計画	➡				
基本設計	➡				
実施設計		➡			
工 事			➡		
移 転				➡	
開 園					4月開園

(5) 発注方法

公募型プロポーザル方式

(6) 委託限度額（税込み）

名称	金額（税込み）
（仮称）善通寺市立こども園整備基本計画策定支援業務及び基本設計業務	19,224,700 円
（仮称）善通寺市立こども園新築工事実施設計業務	43,200,300 円
合 計	62,425,000 円

※令和7年3月技術者単価を適用

(7) 計画概要

- ア 設計方針 善通寺市立こども園の整備に関する基本方針における「こども園整備の基本的な考え方」に基づきこども園を整備します。
- イ 建物名称 （仮称）善通寺市立こども園
- ウ 建物用途 幼保連携型認定こども園
- エ 延床面積 約 3,000 m<sup>2</sup>

※ できる限りコンパクトな計画とすることとします。

※ 整備時の乳幼児人口および保育需要の推計、さらに施設整備手法の検討結果によって、定員、機能などについて再度検討する場合があります。

(ア) 最大想定人数

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	9人	22人	33人	31人	39人	50人	184人

(イ) 必要設備として想定しているもの

- ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室
- ・図書コーナー
- ・便所（児童用、職員用）
- ・管理諸室（職員室、会議室、職員休憩室、更衣室、保健室、教材室、倉庫）
- ・調理室
- ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- ・園庭（年齢に応じた遊具配置）、砂場、プール、屋外倉庫

※これらは、想定であり、1 (2) イに記載のワークショップ等において検討します。

## オ 所在地等計画地の概要

所在地	香川県善通寺市原田町 339 番地 1 ほか		
敷地面積	計画地北東部分 3019 m <sup>2</sup>	計画地北西部分 4515 m <sup>2</sup>	
計画地南部分 約 3000 m <sup>2</sup> ※計画地南部分については、善通寺市立竜川小学校運動場の敷地と分筆予定			
都市計画による制限	区域区分	非線引都市計画区域内	
	用途地域	用途地域指定外（無指定）	
	指定建ぺい率	70%	
	指定容積率	200%	
	防火地域	指定なし	
	高度地区	指定なし	
日影規制		指定なし	
景観計画の適用		田園地域 沿道地域	
埋蔵文化財包蔵地指定		五条遺跡	
周辺道路		計画地北側 県道（幅員 8.0m） 計画地東側 市道（幅員 4.5～5.0m） 計画地南部分の北側 市道（幅員 5m） 計画地南側 市道（幅員 5.4～6.6m）	
インフラ条件	電気	計画地周辺に架空電線（四国電力）	
	ガス	都市ガス供給なし、LP ガス（プロパンガス）による個別供給	
	水道	計画地周辺に水道管理設（香川県広域水道企業団）	
	下水道	下水道区域外のため、合併処理浄化槽を設置	
周辺環境等		計画地には水路が南北に延びています。	

## 2 選定概要

### （1）担当課

本業務に係るプロポーザルの事務は、次の課が行います。

〒765 - 8503

香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号

善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

TEL 0877 - 63 - 6332

e-mail saihen@city.zentsuji.kagawa.jp

## (2) 選定方法

本業務は、こども園新築工事の設計業務等です。そのため、認定こども園、保育所又は幼稚園の設計・工事監理の実績やノウハウが豊富である事業者を選定する必要があります。そこで、本業務の事業者選定は次のように行います。

項目	選考方法
第1次審査	<p>(仮称) 善通寺市立こども園新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予定技術者の経歴から保有資格、業務実績を評価します。</li><li>・事業者の業務実績を評価します。</li><li>・評価点の合計を基準とし、上位3～5者程度を選定します。</li></ul>
第2次審査	<p>評価基準に基づき（仮称）善通寺市立こども園新築工事設計候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1次審査の評価を換算して引き継ぎます。</li><li>・提案を求めるテーマに対する考え方を評価します。</li><li>・見積金額を評価に加えます。</li><li>・評価点の合計を基準とし、最高評価点であった事業者を契約候補者とします。</li></ul> <p>※最高評価点が同点の場合又は最高評価点を得たとしても選定しない場合については、評価基準を参照してください。</p>

## (3) 参加資格要件

参加資格の要件を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 善通寺市が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者名簿に業種名「建築関係建設コンサルタント業務（略称：建築）」で登載されている者であること。
- ウ 善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - (イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の

- 登録がある者であること。
- カ 一級建築士(常時3か月以上の雇用関係にある者に限る。)の資格を有する者1名を、本業務の管理技術者として配置できる者であること。
- キ 平成22年4月1日以降、公立であるか私立であるかを問わず、日本国内において、延床面積1,000m<sup>2</sup>以上の認定こども園、保育所又は幼稚園のいずれかにおける新築・改築に係る実施設計業務を元請けとして受注し、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を有する者であること。なお、新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で一部機能のみを増築する場合を除くこととし、改築とは、建物の全部について改築することとします。

#### (4) 本プロポーザルのスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和7年12月23日（火）
質問書受付期間	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月15日（木）午後5時まで
質問書の回答（予定）	令和8年1月22日（木）
参加表明書等（第1次審査書類）の提出期間	令和8年1月23日（金）から 令和8年2月3日（火）午後5時まで
第1次審査結果の通知（予定）	令和8年2月6日（金）
提案書等（第2次審査書類）の提出期間	令和8年2月12日（木）から 令和8年2月24日（火）午後5時まで
第2次審査「プレゼンテーション」（予定）	令和8年2月27日（金）
第2次審査結果の通知・公表（予定）	令和8年3月13日（金）

### 3 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本業務に関する質問がある参加希望者は、質問書を次により提出してください。

#### (1) 提出書類

質問書（第1号様式）

#### (2) 質問の受付

提出方法 メールに添付（送信する際に電話連絡をしてください。）

受付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月15日（木）午後5時まで

提出先 善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

TEL 0877-63-6332

e-mail saihen@city.zentsuji.kagawa.jp

### (3) 回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

公表方法 本実施要領掲載のホームページにて公表

公表日 令和8年1月22日(木)予定

## 4 第1次審査

本プロポーザルに参加する者は、次により参加表明書等を提出してください。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）※押印すること。

#### 【添付書類】

- ・一級建築士事務所登録証明書の写し
- ・2選定概要(3)参加資格要件のキに該当する建築物の設計に係る契約書(鏡)の写しと施設の概要が確認できる資料(図面、パース等の延床面積を記載した資料)

イ 予定技術者経歴書（第3号様式）

#### 【添付書類】

- ・管理技術者及び主任担当技術者の資格証の写し
- ・管理技術者について、直接的かつ恒常的雇用関係を証明できるもの
- ・業務実績に係る契約書(鏡)の写しと施設の概要が確認できる資料(図面、パース等の延床面積を記載した資料。第2号様式の添付と重複するものは添付しなくてもよい。)
- ・主任担当技術者(構造、電気、機械)が協力会社の者である場合、業務実績の証明にあたっては、所属組織による証明書(任意様式)を添付すること。

#### 【注意事項】

- ・管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有していることとします。また、参加表明書の提出日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あることとします。
- ・管理技術者及び主任担当技術者(建築)は、参加表明書を提出した者の組織に属していることとします。
- ・主任担当技術者(構造、電気、機械)は協力会社の者を配置することができるものとし、また、他の参加表明者と協力会社の重複を可能とします。
- ・予定技術者が不測の事態により業務に付けなかつた場合は、実績及び実務経験においてその者と同等以上の者を配置することとします。
- ・業務実績にあっては、平成22年4月1日以降、公立であるか私立であるかを問わず、日本国内において、認定こども園、保育所又は幼稚園のいずれか

における新築・改築に係る実施設計業務で、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績とします。なお、新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で一部機能のみを増築する場合を除くこととし、改築とは、建物の全部について改築することとします。

#### ウ 事業者業務実績一覧（第4号様式）

##### 【添付書類】

- ・業務実績に係る契約書（鏡）の写しと施設の概要が確認できる資料（図面、ペース等の延床面積を記載した資料。第2号様式又は第3号様式の添付と重複するものは添付しなくてもよい。）

##### 【注意事項】

- ・平成22年4月1日以降、公立であるか私立であるかを問わず、日本国内において、認定こども園、保育所又は幼稚園のいずれかにおける新築・改築に係る実施設計業務を元請けとして受注し、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績とします。なお、新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で一部機能のみを増築する場合を除くこととし、改築とは、建物の全部について改築することとします。

#### （2）提出方法及び提出期限等

提出部数 1部

提出方法 郵送又は持参

提出期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月3日（火）午後5時まで

提出先 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

#### （3）評価項目、評価基準及び配点

評価及び採点は、評価基準に基づき行います。

#### （4）第2次審査参加者の選考方法

評価点の合計を基準とし、上位3～5者程度を選定します。

#### （5）第1次審査の結果通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

通知方法 郵送

通知日 令和8年2月6日（金）予定

## 5 第2次審査「プレゼンテーション」(非公開)

第1次審査を通過した参加者は、次により提案書及び見積書を提出してください。

### (1) 提出書類

#### ア 提案書（第5号様式）

次の提案を求めるテーマに対する考え方を記述してください。なお、計画地にある水路については、移設の可否について検討しているところですが、プレゼンテーションにおいては、現在の位置のままで提案書を作成してください。

- (ア) 施設コンセプトの「生活の場」として、安全で安心感のある施設とは具体的にどのような施設かについて
- (イ) 施設コンセプトの「学びの場」として、好奇心や探求心を育む施設とは具体的にどのような施設かについて
- (ウ) 施設コンセプトの「子育て支援の場」として、人や家庭とつながる施設とは具体的にどのような施設かについて
- (エ) 施設コンセプトの「長く愛される場」として、長期に渡り使え、維持管理しやすい施設とは具体的にどのような施設かについて
- (オ) こども園を設計する立場として、施設コンセプトを踏まえ、幼稚園職員、保育所職員及び保護者等とどのように協議しながら設計業務を進めていくかについて

#### 【提案書作成の注意事項】

- ・用紙の大きさは、A4判とし、片面10枚以内、カラー印刷とすること。  
※提案を求めるテーマ（ア）から（オ）までの提案書の合計枚数とする。  
※A3判を使用する場合はA4判用紙2枚と計算すること。
- ・視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方－適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」（平成30年5月全国營繕主管課長会議）の49～53ページを参照すること。
- ・提案を求めるテーマの記載順、配分、レイアウトは自由とする。
- ・文字の書体、文字色、文字間及び行間は自由とする。
- ・文字サイズが小さくなりすぎないよう留意すること。
- ・原本、副本の内容は同一とし、原本のみ参加事業者名がわかるような事務所名・ロゴマーク等を入れ、副本には入れないこと。
- ・原本・副本とも左上ホチキス留めとすること。
- ・提案書の内容については、あくまでも設計者の選考を目的としたものであり、必ずしも本業務の基本・実施設計に反映することを担保するものではありません。
- ・様式の「第5号様式」の文言は削除してかまわない。

- イ 見積書（第6号様式）※押印すること。  
・各業務の委託限度額以内で見積もること。

（2）提出方法及び提出期限等

提出部数 提案書 原本1部 副本10部  
見積書 1部  
提出方法 郵送又は持参  
提出期間 令和8年2月12日（木）から令和8年2月24日（火）午後5時まで  
提出先 〒765-8503  
香川県善通寺市文京町二丁目1番1号  
善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

（3）第2次審査「プレゼンテーション」日時及び場所

日時 令和8年2月27日（金）予定  
場所 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号  
善通寺市役所 3階 301会議室  
※実施時間については、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知します。

（4）実施方法

- ア 参加各社3名以内（パソコン操作者等を含む）とし、原則として管理技術者が参加するものとします。
- イ 提出した提案書をもとに説明していただきます。その際、新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。
- ウ 使用する資料等には、会社名、住所、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は一切しないでください。
- エ プrezentationは、パワーポイント等を使用することを可としますが、説明及び視覚的表現については、提出のあった提案書に記載したものと同一としてください。なお、パソコンは参加者側で用意してください。（プロジェクター、スクリーン、ケーブル（HDMI）は担当課で準備します。）
- オ 模型、3Dモデル動画を使用しての説明は認めません。
- カ 時間については、40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑20分程度）を予定しています。
- キ 受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に連絡してください。

#### (5) 評価項目、評価基準及び配点

評価及び採点は、評価基準に基づき行います。

#### (6) 契約候補者の選考方法

評価点の合計を基準とし、最高評価点であった事業者を契約候補者とします。

※最高評価点が同点の場合又は最高評価点を得たとしても選定しない場合については、評価基準を参照してください。

#### (7) 第2次審査の結果通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

通知方法 郵送

通知日 令和8年3月13日（金）予定

### 6 契約の締結

#### (1) 契約の締結

契約候補者と業務の詳細や契約内容に関して必要な協議を行い、提出された見積書の金額で随意契約を締結します。なお、その者との協議が整わない場合、その者が業務を遂行できないと認められる場合、その者が契約までに資格要件を満たさなくなつた場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。

#### (2) 契約保証金

契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならないものとします。

なお、保証金額は契約金額の10分の1以上の額とします。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

ウ 銀行又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

#### (3) 前払金

本プロポーザルは債務負担行為を設定して実施するものであり、契約締結後における前払金の請求は令和8年4月1日以降となります。

### 7 プロポーザル参加に際しての留意事項

#### (1) 無効事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効とします。

ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさない場合）

- くなった場合を含む。)
- イ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
  - ウ 選定委員会委員へ個別に接触を図った場合
  - エ 見積書の金額を訂正した場合
  - オ 参加表明書、見積書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があって必要事項を確認し難い場合
  - キ 所定の日時を経過した場合
  - ク その他、本要領に違反した場合

(2) 失格事由

- 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
- ア 委託限度額を超える見積をした場合
  - イ 見積書の金額と内訳の金額が一致しない場合

(3) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類の返却はしません。
- イ 提出書類の差し替えは認めません。
- ウ 本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。

(4) 費用の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(5) プロポーザルの延期又は中止による損害

天災その他やむを得ない理由がある場合又はプロポーザルに関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、本プロポーザルを延期し、又は中止することがあります。この場合、本プロポーザルの延期又は中止による損害は、参加者の負担とします。

(6) 本プロポーザル結果の公表

第2次審査終了後に、第1次審査及び第2次審査の結果を本実施要領掲載のホームページにて公表します。(商号又は名称については、第1次審査通過事業者のみ公表します。)